

浅口市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年7月26日

浅口市 監査委員 高田 浩二
同 加藤 淳二

浅 監 第 6 2 号
令和 4 年 7 月 2 2 日

請求人
(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 高田 浩二
同 加藤 淳二

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和 4 年 5 月 2 6 日付けで地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 2 4 2 条第 1 項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第 5 項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)
氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和 4 年 5 月 2 6 日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和4年5月26日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

(趣旨)

事実証明第1号証の示すとおり、浅口市道大谷中央線にアーチが設置されている。このアーチの設置に付き道路占用に関する文書の開示請求を行い、事実証明第2号証に示すように令和4年5月18日付けで文書開示されたが、このアーチの道路占用に関する文書は存在しなかった。つまり、このアーチは道路法及び浅口市道路占用料徴収条例に反する不法占用の状態であり、市民の公共財産が侵害されている。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

「市長は関係機関に対し、上記の不法な占有行為による市民の公共財産の侵害回復に係る必要な措置を講ずること」

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。

添付書類

事実証明第1号証

占用の事実を示す写真

事実証明第2号証

令和4年5月12日付け 部分開示決定通知書

このアーチには時期によりAの教義が表示されており、このアーチの道路占用は憲法第89条に抵触する恐れがあることを申し添えます。

また、令和4年6月8日に以下の令和4年5月26日付け提出の住民監査請求に係る補完陳述書が提出された。

(趣旨)

アーチには時期により A の教義が表示されており (事実証明補完第 1, 2, 3 号証) このアーチの道路の不法占用の状態を放置すれば、また、占用許可に当たって占用料の軽減、免除が行われれば憲法第 20 条及び同第 89 条に抵触する。

また、事実証明補完第 1, 2, 3 号証及び参考資料が示すように横幕による教義 (広告) の表示は岡山県屋外広告物条例に反する。

添付文書

事実証明補完第 1 号証

事実証明補完第 2 号証

事実証明補完第 3 号証

参考資料 岡山県屋外広告物条例に関する「岡山県屋外広告物の手引き」

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。)

(4) 請求の受理

本件請求については、所定の形式的要件は具備しているが、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているかを慎重に判断する必要があったため、令和 4 年 5 月 30 日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

市道大谷中央線に設置されたアーチの道路占用について、法第 242 条第 1 項に規定する公金の賦課・徴収及び財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部局

金光総合支所産業建設課 (以下「産業建設課」という。)

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、令和 4 年 6 月 17 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第 8 項の規定に基づき産業建設課の職員 (以下「関係職員」という。) を立ち合わせ

た。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

誰が設置したか分からない状態で道路を使用してAが広告物を出している。市の施設をAのために便宜供与していることになるので、明確な憲法違反である。占用料を徴収すれば法律上許されていることは外形上整う。

(4) 関係職員の陳述

令和4年6月17日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

アーチの道路占用に関する文書が存在しなかったのは事実である。今回の指摘を受けて、アーチが占用許可を受けていないことを把握した。所有者、設置年月日が判明していないため、不法占用とは断言できない。昭和37年以前に設置されていた可能性があり、許可基準に適合するものか現在顧問弁護士の意見を踏まえ、確認中である。

(5) 監査委員の就任について

監査執行の途中において、議員のうちから選任された委員である加藤淳二が令和4年6月22日に就任し、監査を執行した。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

①関係法令等

(ア) 憲法

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

(イ) 道路法

第32条

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 2 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 3 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 4 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 5 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 6 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 7 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

(2) 判断

法第242条に定める住民監査請求の請求対象とされる事項は法第242条第1項に定める、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、上記事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。したがって、住民監査請求に係る請求対象となるためには、本件請求の対象とされた行為又は事実が、財務会計上の行為又は事実として、財務的処理を直接の目的とするものでなければならないとされている。（最高裁判所平成2年4月12日判決）

本件請求における道路の不法占用に対する管理上の措置については、道路法に基づく行政処分としてなされるものであるため、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の事項には当たらないから、法第242条の対象とはならない。

4 結論

以上のことから、本件請求については却下する。